

本事務連絡は、職場における感染予防等の取組促進及び感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた取組について周知するものです。

事 務 連 絡
令和2年5月19日

各都道府県社会教育施設担当課
各政令指定都市社会教育施設担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、令和2年4月17日に、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々をはじめとして、すべての職場で働く方々の感染を防止するため、職場における感染予防の取組を促進いただくようお願いしたところです。

その後、5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）について緊急事態宣言を延長する等の改正が行われ、さらに、5月14日に基本的対処方針が改正され、緊急事態宣言を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とするとともに、緊急事態措置を実施すべきでない区域についても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある等の変更なされました。

これに関して、5月14日に、厚生労働省労働基準局長から労使団体を通じて傘下団体・企業又は構成組織に対して感染予防等の強化について改めて周知されており、厚生労働省労働基準局長から関係府省庁に対しても、所管の団体等に対し、職場における感染予防等の取組促進及び感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた取組について周知するよう求める通知が発出されています。

ついては、各都道府県社会教育施設所管課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各政令指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、別紙1の通知及び別紙2の厚生労働省労働基準局長から労使団体の長宛て協力依頼等を参考に、職場における感染予防の取組等を促進いただくようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 地域学習推進係
TEL : 03-6734-2974 (直通)